

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害等により、財産の取引や各種手続きなどを行う時に、一人では十分な判断ができず、一方的に不利な契約を結ばないように法律面で支援する制度です。

本人の意思を尊重した財産管理を行うとともに、本人の希望にそった生活が送れるよう、必要な介護サービスに関する契約などの支援を行います。

親の生活に不安が…



親と離れて暮らしています。最近、親の認知症が進み、財産管理ができなくなっているようです。見知らぬ人が出入りしている様子なので心配です。

親の預金を引き出そうとしましたが…



親の認知症が進み、銀行での手続きが難しくなっています。銀行で親の預金を引き出そうとしましたが、本人でないと言われてしまいました。

将来に備えて…



夫婦二人で生活しています。子どもがいないので、いざというときに備えて、信頼できる人に財産管理などをお願いしておきたいと考えています。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

法定後見制度

すでに認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分なため、自分自身で法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人（保佐人・補助人）を選任し、支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて、補助・保佐・後見の3つに分けられます。

任意後見制度

将来、判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ任意後見人を決め、支援してほしいことを公正証書で契約しておく制度です。

法定後見制度と任意後見制度

